

約款(LION cub のお客様用)対比表

2026 年 9 月 14 日

(青文字部分が追加、~~青文字~~部分が削除箇所)

現 行	変 更 後
第 17 条（預託証拠金等の取扱い） 本取引における預託証拠金等の取扱いは、次の各号の定めるところによるものとします。 （1）新規の注文を約定させようとする場合、本取引を行う前に当社の定める必要証拠金以上の額を当社が定める方法により、当社に預託するものとします。 （2）未決済ポジションの評価損益が有効証拠金へ加減算されることを承諾するものとします。 （3）未決済ポジションを決済した場合、ただちに売買差損益金およびスワップ損益を預託証拠金に加減算するものとします。 ・売買差損益金およびスワップ損益の各々に 1 円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てるものとします。 ・未決済ポジションを決済せずに一部または全部の未実現スワップのみを確定させることができ、確定後は預託証拠金に加減算するものとします。 （4）当社は、経済事情の激変等に伴い必要証拠金を予告なく変更できるものとし、必要証拠金を変更した場合、お客様の本取引における未決済ポジションの必要証拠金に対しても変更後の必要証拠金が適用されるものとします。	第 17 条（預託証拠金等の取扱い） 本取引における預託証拠金等の取扱いは、次の各号の定めるところによるものとします。 （1）新規の注文を約定させようとする場合、本取引を行う前に当社の定める必要証拠金以上の額を当社が定める方法により、当社に預託するものとします。 （2）未決済ポジションの評価損益が有効証拠金へ加減算されることを承諾するものとします。 （3）未決済ポジションを決済した場合、ただちに売買差損益金およびスワップ損益を預託証拠金に加減算するものとします。→また、売買差損益金およびスワップ損益のについて、各々にそれぞれ1 円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てるものとします。→なお、未決済ポジションを決済せずにすることなく、一部または全部の未実現スワップのみを確定させることができるものとし、確定後したスワップ損益は預託証拠金に加減算するものとします。 （4）当社は、経済事情の激変等に伴い必要証拠金を予告なく変更できるものとし、必要証拠金を変更した場合、お客様の本取引における未決済ポジションの必要証拠金に対しても変更後の必要証拠金が適用されるものとします。
第 39 条（個人情報等の取扱い） 当社は、取扱うすべての個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の重要性を認識し、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（JIS Q15001）」、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、「個人情報等の取扱いについて 1. （2）利用目的」記載の目的、並びに本条第 2 項及び同第 3 項に記載した目的以外の目的で個人情報等を利用いたしません。 2. 当社は、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく米国政府および日本政府からの要請への対応のため、お客様が米国における納税義務のある自然人に該当する場合（該当する可能性があると当社が判断する場合を含む。）、お客様の氏名、住所、米国納税者番号、ユーザー ID、取引内容（口座残高、入出金額、口座に発生した所得の額等）、その他米国内国歳入庁が指定する情報を米国内国歳入庁に提供	第 39 条（個人情報等の取扱い） 当社は、取扱うすべての個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の重要性を認識し、日本工業産業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（JIS Q15001）」、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、「個人情報等の取扱いについて 1. （2）利用目的」記載の目的、並びに本条第 2 項及び同第 3 項に記載した目的以外の目的で個人情報等を利用いたしません。 2. 当社は、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく米国政府および日本政府からの要請への対応のため、お客様が米国における納税義務のある自然人に該当する場合（該当する可能性があると当社が判断する場合を含む。）、お客様の氏名、住所、米国納税者番号、ユーザー ID、取引内容（口座残高、入出金額、口座に発生した所得の額等）、その他米国内国歳入庁が指定する情報を米国内国歳入庁に提供することが

することがあります。 3. 当社は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、「実特法」といいます。）等に基づき、お客様が日本以外の国または地域において、納税の義務がある場合（納税の義務があると当社が判断する場合を含む。）、お客様の氏名、住所、居住地国の名称、外国納税者番号、ユーザーID、口座残高、年間損益等の情報を所轄税務署長を通じて、国税庁に提供することがあります。 4. お客様は、口座開設の申込みにあたり、当社の口座開設にあたっての個人情報等の取扱いについての内容及び本条前2項の内容を承諾するものとします。	あります。 3. 当社は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、「実特法」といいます。）等に基づき、お客様が日本以外の国または地域において、納税の義務がある場合（納税の義務があると当社が判断する場合を含む。）、お客様の氏名、住所、居住地国の名称、外国納税者番号、ユーザーID、口座残高、年間損益等の情報を所轄税務署長を通じて、国税庁に提供することがあります。 4. お客様は、口座開設の申込みにあたり、当社の口座開設にあたっての個人情報等の取扱いについての内容及び本条前2項の内容を承諾するものとします。
2026年8月17日現在	2026年9月14日現在